

長崎大学大学院工学研究科工学教育支援センター内規
(全部改正)

(設置)

第1条 長崎大学大学院工学研究科（以下「本研究科」という。）に、長崎大学大学院工学研究科工学教育支援センター（以下「センター」という。）を置く。

(目的)

第2条 センターは、創造性豊かな技術者を育成するために、課題解決型実践教育（以下「PBL教育」と言う。）、ものづくり教育、安全工学教育及び英語教育の実施支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) PBL教育に関すること。
- (2) ものづくり教育に関すること。
- (3) 安全工学教育に関すること。
- (4) 英語教育に関すること。
- (5) 教育プログラムの企画・実施、効率向上等の支援に関すること。
- (6) 教職員の能力開発・研修に関すること。
- (7) その他センターの目的を達成するために必要な業務

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 兼務教員
- (4) 兼務技術職員（主としてセンターの業務を兼務する技術職員をいう。以下同じ。）
- (5) 協力教員（アドバイザー教員）
- (6) 協力技術職員
- (7) その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、本研究科の教授をもって充てる。

- 2 センター長は、研究科長が選考し、任命する。
- 3 センター長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 センター長は、センターの業務を掌理する。

(職員の任命)

第6条 第4条第1号及び第2号の職員は、本研究科職員のうちから、同条第3号から第7号までの職員は、本研究科の職員又はそれ以外の者から、センター長の推薦に基づき、研究科長が任命する。

(組織)

第7条 センターは、次に掲げる部門で組織する。

- (1) ものづくり教育部門
 - (2) 英語教育部門
 - (3) 教育改善部門
 - (4) 企画マネジメント部門
- 2 部門に、部門長を置く。
 - 3 部門長は、研究科長が指名する兼務教員をもって充てる。

(施設)

第8条 ものづくり教育活動の拠点として、ものづくり環境を整備した創造工房を置く。

(学外者の協力)

第9条 センターの業務を遂行するため、必要に応じ、学外者の協力を求めることができる。

(運営委員会)

第10条 センターに、センターの運営に係る事項を審議するため、長崎大学大学院工学研究科工学教育支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第11条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) センターの管理運営に関する事項
- (2) センターが行う事業の計画及び実施に関する事項
- (3) その他センターの運営に関する必要な事項

(組織)

第12条 運営委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 総合工学専攻のコース長
- (4) 研究科教務委員会委員長
- (5) センターの部門長
- (6) 教育研究支援部総括技術長
- (7) その他研究科長が必要と認めた者（学外者を含む。）

2 前項第7号委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項第7号委員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第13条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会議)

第14条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第15条 委員長が必要と認めたときは、運営委員会に構成員以外の者を出席させることができる。

(事務)

第16条 センターの事務及び運営委員会の事務は、総務係において処理する。

(補則)

第17条 この内規に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附 則

この内規は、平成25年10月1日から施行する。